

岐阜県立飛驒特別支援学校 高等部生徒の心得

【生活について】

- 1 原則として、登下校は制服を着用する。
- 2 必要以外の現金やメディアプレーヤー等学校生活に必要なのない物は、持ってこない。やむを得ず持ってきた場合には、職員室貴重品箱に預ける。
- 3 携帯電話等（携帯電話、スマートフォン）の使用については、別紙「携帯電話等の校内使用について」を守る事。
- 4 現金や物品の貸し借りはしない。
- 5 友人宅等での外泊はしない。
- 6 カラオケ・ゲームセンターは、保護者同伴とする。
ボーリングについては、保護者の許可を得る。
- 7 校内ではピアスやネックレス等の装飾品は身に付けない。
- 8 下校時刻は、原則15：30に完全下校する。
- 9 スクールバス通学・JR・バス通学・自転車通学等の通学方法に変更があった場合は、すみやかに担任に報告する。
- 10 下校時・部活動後（土曜日を含む）は、寄り道せず帰宅する。
- 11 四ない運動（乗らない・買わない・免許を取らない・乗せてもらわない）の主旨より、卒業生等の車には、乗らない。
- 12 自動車運転免許取得については、飛驒地区高特生徒指導部会の申し合わせ事項に準ずる。

【アルバイトについて】

アルバイトは、学校として勧めていないが、良い社会体験の場としてのアルバイトであれば、許可制とし、長期休業中で2・3年生のみとする。（新聞配達等の継続的なものは除く）その場合、アルバイト届けを学校に提出する。

【校則の改正又は廃止の手続きについて】

- 1 生徒会及び教職員は、生徒・教職員・保護者・学校運営協議会の意見を集約し、校長に対して校則の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケート調査やその他適切な方法で生徒・教職員・保護者・学校運営協議会からの意見を聞き、職員会議でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、職員会議での議論を踏まえて、校則の継続・改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 校長は、前項の決定にあたっての議論の経過、及び決定の理由について、生徒及び保護者に説明するものとし、決定した校則を学校ホームページに掲載する。

附則1 この規程は、令和元年4月改正する。

附則2 この規程は、令和4年3月改正する。